

No. 4 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置に関する案件概要

議第 1365 号 建築基準法第 51 条に基づく産業廃棄物処理施設の設置

名 称	ダイシン産業株式会社第 2 クリーンセンター	
位 置	瀬谷区北町 12 番地 1 外 19 筆	
敷 地 面 積	2,364.2381 m ²	
用 途 地 域 等	工業地域	
施設概要	構 造	鉄骨造 地上 1 階建
	主 要 用 途	産業廃棄物中間処理施設
	建 築 面 積	1,412.52 m ²
	延 床 面 積	1,507.78 m ²
	処 理 能 力	産業廃棄物処理施設 廃プラスチック類の破碎施設 54.36 t/日
	建 築 主	名称 ダイシン産業株式会社 住所 横浜市瀬谷区北町 29 番地 22
運 営 主 体	名称 ダイシン産業株式会社 住所 横浜市瀬谷区北町 29 番地 22	

(内容)

本事業者は、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の破碎・圧縮事業を行っています。

本案件地については、当時の申請者である株式会社東光が平成 8 年 11 月に建築基準法第 51 条の許可を受け、産業廃棄物処理施設（焼却施設）として操業していました。

その後、平成 25 年 10 月に今回の申請者であるダイシン産業が休止状態となっていた本施設を取得し、再開に向けた改修を行いました。既存の焼却施設を使用していることもあり、現行の維持管理基準に適合した燃焼を行うことができず現在も休止の状態が続いています。

今回は、当初から焼却施設の中で付帯設備として設置されていた破碎機のみを単独で中間処理施設として稼働する計画であり、破碎機の処理能力が許可対象処理能力を超えるため、建築基準法第 51 条の許可が必要となります。

以下の理由から、建築基準法第 51 条の規定に基づく許可基準を満足しており、本市として、敷地の位置は都市計画上支障ないと考え、横浜市都市計画審議会に付議するものです。

- 1 工業地域に立地し、工業の利便を害する施設ではないこと。
- 2 幹線道路に至る間の道路は十分な幅員を有しており、施設への搬出入車両は、周辺交通に支障が生じないよう対策を講じていること。
- 3 騒音・振動の発生源に対して、十分な対策により条例の基準値未満であること。
- 4 隣接住民、隣接事業者及び周辺自治会等に事業内容を説明し、反対意見がないこと。